

[別冊]

厚生労働省ネットワークシステム等の  
更改に係る工程管理支援等一式  
要件定義書（案）

平成 29 年 4 月

厚生労働省政策統括官付情報システム管理室

## 目 次

第1章 調達件名 .....	2
第2章 厚生労働省ネットワークシステム等の対象業務の範囲及びサービスの概要 .....	2
第3章 利用時間及び利用場所 .....	2
第1節 利用時間 .....	2
第2節 利用拠点と利用者数 .....	2
第4章 本調達にかかる業務の要件 .....	9
第1節 基本的な留意事項 .....	9
第2節 プロジェクト計画書等の作成支援 .....	14
第3節 コンサルティング業務 .....	14
第4節 工程管理支援業務 .....	15
第5節 調達仕様書作成支援業務 .....	16
第6節 引継 .....	16
第7節 ODB登録用シートの提出に係る作業の内容 .....	17
第5章 情報セキュリティに関する事項 .....	17
第1節 基本事項 .....	17
第2節 情報セキュリティ対策要件 .....	17

## 第1章 調達件名

厚生労働省ネットワークシステム等の更改に係る工程管理支援等一式

## 第2章 厚生労働省ネットワークシステム等の対象業務の範囲及びサービスの概要

「調達仕様書 第1章 第5節 業務・情報システムの概要」を参照すること。

## 第3章 利用時間及び利用場所

### 第1節 利用時間

利用時間は以下のとおり。ただし、定期保守、法廷停電等による停止時間を除く。

表 1-1 利用時間

調達単位	サービス稼働時間	主な利用時間帯
省内LANシステム	24時間 365日	開庁日 08:30～18:30
統計処理システム	24時間 365日	開庁日 08:30～18:30
情報提供システム	24時間 365日	同左
端末/周辺機器	24時間 365日	開庁日 08:30～18:30
基幹LAN	24時間 365日	開庁日 08:30～18:30

### 第2節 利用拠点と利用者数

次期省内LANの利用拠点と利用者数は以下のとおり。

表 2-1 利用拠点と利用者数

項番	対象組織	利用拠点	拠点数	利用者数	利用形態※
1	本省	本省（中央合同庁舎5号館）	1	5,350人	I
		上石神井庁舎	1		
		高井戸庁舎	1		
		中央労働委員会	2		
		国会連絡室	1		
2	地方厚生局	地方厚生局	72	2,642人	II
3	施設等機関	ハンセン病療養所	13	1,223人	III
		検疫所	75	1,200人	
		国立リハビリテーションセンター	6	980人	
		児童自立支援施設	2	106人	
4	都道府県労働局 労働基準監督署	労働局共働支援システム/ 雇用均等システム	50	4,948人	IV-b

項番	対象組織	利用拠点	拠点数	利用者数	利用形態※
	ハローワーク	ハローワークシステム	1,251	33,000人	
		労働基準行政システム/ 労災行政情報管理システム	434	12,000人	
		労働保険適用徴収システム	384	1,450人	IV-a

※省内LANシステムの利用形態別のサービス範囲の詳細については、別途公示されている「厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務一式 調達仕様書」を参照すること。

次期情報提供システムの各サービスの利用者を以下に示す。なお、利用者数については、平成28年10月時点の情報を記載しているため、数量の増減の可能性があることから、設計・開発時に厚生労働省（以下「当省」という。）と調整の上、決定すること。

#### (1) 厚生労働省ホームページ等情報提供システム

厚生労働省ホームページ等情報提供システムの各サービスの利用者を以下に示す。

表 2-2 厚生労働省ホームページ等情報提供システムの利用者

サービス	利用者の分類	利用者	主な利用目的	利用者数※ <sup>1</sup>
WWWサービス	国民等	国民	WWWサービスで提供される情報提供サイトの閲覧等を行う。	—
		水道装置製造事業者※ <sup>2</sup>	WWWサービスで提供する情報提供サイト（給水装置データベース）へ基準適合品情報等の登録を行う。	約200
	当省	管理部局※ <sup>2</sup>	WWWサービスで提供する情報提供サイト（給水装置データベース）へ基準適合品情報等の承認を行う。	約2
厚生労働省図書館管理サービス	国民等	国民（厚生労働省図書館の来訪者）	厚生労働省図書館の蔵書の検索等を行う。	—
		当省	当省利用職員	厚生労働省図書館の蔵書の検索等を行う。
	当省	図書館管理部局	厚生労働省図書館の利用者情報及び蔵書情報等の管理を行う。	約4

サービス	利用者の分類	利用者	主な利用目的	利用者数※1
	次期情報提供システムの受注者	情報システム運用担当者	厚生労働省図書館管理サービスの運用業務を行う。	次期情報提供システムの受注者にて決定
政府共通NW用図書・検索サービス	国民等	国民(国立国会図書館の利用者)	国立国会図書館から、厚生労働省図書館の蔵書の検索等を行う。	—
	次期情報提供システムの受注者	情報システム運用担当者	政府共通NW用図書・検索サービスの運用業務を行う。	次期情報提供システムの受注者にて決定
マルチキャリア対応携帯Webサービス	国民等	国民	マルチキャリア対応携帯Webサービスで提供される情報提供サイトの閲覧等を行う。	—
	次期情報提供システムの受注者	コンテンツ作成・掲載業務担当者	当省の指示の基づき、コンテンツマネジメントシステム(CMS)を活用し、WWWサービスで提供する情報提供サイトのコンテンツの作成・掲載を行う。	次期情報提供システムの受注者にて決定
アクセシビリティ改善ソフトウェアサービス	国民等	国民	アクセシビリティ改善ソフトウェアサービスを活用し、WWWサービスで提供される情報提供サイトの閲覧等を行う。	—
メール配信サービス	国民等	国民	メール配信サービスで提供される情報の閲覧等を行う。	約 55,000
	当省	情報システム管理者	メール配信サービスで提供する情報提供サイトのコンテンツの手動配信を行う。	約 3
	次期情報提供システムの受注者	情報システム運用担当者	メール配信サービスで提供する情報提供サイトのコンテンツの手動配信を行う。	次期情報提供システムの受注者にて決定

※1 平成28年10月時点の情報を記載

※2 給水装置データベースのみ

(2) 都道府県労働局情報提供サイト集約化システム

都道府県労働局情報提供サイト集約化システムの各サービスの利用者を以下に示す。

表 2-3 都道府県労働局情報提供サイト集約化システムの利用者

サービス	利用者の分類	利用者	主な利用目的	利用者数
WWWサービス	国民等	国民	WWWサービスで提供される情報提供サイトの閲覧等を行う。	—

(3) 地方厚生局Webサーバー

地方厚生局Webサーバーの各サービスの利用者を以下に示す。

表 2-4 地方厚生局Webサーバーの利用者

サービス	利用者の分類	利用者	主な利用目的	利用者数
WWWサービス	国民等	国民	WWWサービスで提供される情報提供サイトの閲覧等を行う。	—

(4) 海外感染症情報システム

海外感染症情報システムの各サービスの利用者を以下に示す。

表 2-5 海外感染症情報システムの利用者

サービス	利用者の分類	利用者	主な利用目的	利用者数
WWWサービス	国民等	国民	WWWサービスで提供される情報提供サイトの閲覧等を行う。	—

(5) 共通基盤システム

共通基盤システムの各サービスの利用者を以下に示す。

表 2-6 共通基盤システムの利用者

サービス	利用者の分類	利用者	主な利用目的	利用者数
------	--------	-----	--------	------

サービス	利用者の分類	利用者	主な利用目的	利用者数	
共通アプリケーションサービス					
コンテンツマネジメントシステム (CMS)	当省	掲載業務を行う組織及び利用部局	コンテンツマネジメントシステム (CMS) を活用し、WWWサービスで提供する情報提供サイトのコンテンツの作成・掲載を行う。	厚生労働省ホームページ等情報提供システム	約 1,700
				都道府県労働局労働局サイト集約化システム	約 1,820
				地方厚生局Webサーバー	約 700
				海外感染症情報提供システム	約 15
	合計	約 4,235			
次期情報提供システムの受注者	コンテンツ作成・掲載業務担当者	当省の指示のに基づき、コンテンツマネジメントシステム (CMS) を活用し、WWWサービスで提供する情報提供サイトのコンテンツの作成・掲載を行う。	次期情報提供システムの受注者にて決定		
ホームページ検索	国民等	国民	WWWサービスで提供されるホームページの検索を行う。	—	
Webアンケート	当省	掲載業務を行う組織及び利用部局	WWWサービスで提供されるホームページからアンケートの作成を行う。	厚生労働省ホームページ等情報提供システム	約 40
				都道府県労働局労働局サイト集約化システム	約 50
				地方厚生局Webサーバー	約 10
				海外感染症情報提供システム	約 15
	合計	約 115			
アクセス解析	当省	掲載業務を行う組織及び利用部局	WWWサービスで提供する情報提供サイトのアクセス数等の集計・分析を行う。	厚生労働省ホームページ等情報提供システム	約 40
				都道府県労働局労働局サイト集	約 50

サービス		利用者の分類	利用者	主な利用目的	利用者数	
					約化システム	
					地方厚生局Webサーバー	約 10
					海外感染症情報提供システム	約 15
					合計	約 115
問合せフォーム	国民等	国民	WWWサービスでホームページのアンケートの回答、問合せ等を行う。	-		
認証・アクセス管理基盤サービス	当省	情報システム管理者	認証・アクセス管理基盤サービスのアカウントや権限等の管理を行う。	約 3		
	次期情報提供システムの受注者	情報システム運用担当者	認証・アクセス管理基盤サービスの運用業務を行う。	次期情報提供システムの受注者にて決定		
運用管理サービス	当省	情報システム管理者	各情報提供システムのアカウントや権限等の管理を行う。	約 3		
	次期情報提供システムの受注者	情報システム運用担当者	各情報提供システムの運用業務を行う。	次期情報提供システムの受注者にて決定		
情報セキュリティ管理サービス	当省	情報システム管理者	情報セキュリティ管理サービスの管理を行う。	約 3		
	次期情報提供システムの受注者	情報システム運用担当者	情報セキュリティ管理サービスの運用業務を行う。	次期情報提供システムの受注者にて決定		
DDoS対策サービス	次期情報提供システムの受注者	情報システム運用担当者	DDoS対策サービスの運用業務を行う。	次期情報提供システムの受注者にて決定		



次期統計処理システムの利用拠点と利用者数は以下のとおり。

**表 2-7 利用拠点と利用者数**

項番	対象組織	利用拠点	拠点数	利用者数
1	本省	本省（中央合同庁舎5号館）	1	260

次期端末／周辺機器の利用拠点と利用者数は以下のとおり。

**表 2-8 利用拠点と利用者数**

項番	対象組織	利用拠点	拠点数	利用者数	利用形態※
1	本省	本省（中央合同庁舎5号館）	1	5,350人	I
		上石神井庁舎	1		
		高井戸庁舎	1		
		中央労働委員会	2		
		国会連絡室	1		
2	地方厚生局	地方厚生局	72	2,642人	II
3	施設等機関	ハンセン病療養所	13	1,223人	III
		検疫所	75	1,200人	
		国立リハビリテーションセンター	6	980人	
		児童自立支援施設	2	106人	

※省内LANシステムの利用形態別のサービス範囲の詳細については、別途公示されている「厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務一式 調達仕様書」を参照すること。

次期基幹LANの利用拠点と利用者数は以下のとおり。

**表 2-9 利用拠点と利用者数**

項番	対象組織	利用拠点	拠点数	利用者数
1	本省	本省（中央合同庁舎5号館）	1	5,350人
		上石神井庁舎	1	
		高井戸庁舎	1	
		中央労働委員会	2	
		国会連絡室	1	

## 第4章 本調達にかかる業務の要件

本業務を実施するに当たり、以下の記載事項に留意すること。

### 第1節 基本的な留意事項

#### 1 省内LANシステムの更改の概要

##### (1) セキュリティ対策の強化

次期省内LANシステムでは、安全性の確保のため、インターネットに接続されたネットワーク環境（外部系）と、個人情報等取扱い等で利用する省内に閉じたネットワーク環境（内部系）を明確に分離し、それぞれのネットワーク環境に、用途に応じたサービス環境を構築する。また、インターネットへのWebアクセスを行う専用ブラウザサービス（仮想ブラウザ）と本省拠点においては、仮想デスクトップサービスを導入する予定となっており、従来のネットワーク環境から大幅な変更が予想される。

##### (2) グループウェアの統合

現在、当省のグループウェアは、当省の中核的LANシステムである現行省内LANが提供する共働支援システムの他に、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所、施設等機関にて個別に提供しているグループウェアを含め複数存在しており、平成17年度の「厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化計画」にも示されているとおり省内の情報システムの最適化の観点で長らく課題となっている。そのため、次期省内LANへの更改に当たっては、「政府情報システムに係るネットワークの再編方針」に「府省内LANシステムが複数存在している場合は、自府省内の中核的な府省内LANシステムへの統合を図る」ことも鑑み、「表1-1 次期省内LANに統合予定のシステム」に示す、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所、施設等機関にて有するグループウェア機能を次期省内LANに統合し、本省と出先機関等、全ての当省職員約63,000人が等しく利用できるグループウェアを用意する予定である。グループウェアの統合に当たっては、関係することとなるステークホルダーとの調整・協議を十分に行う必要がある。

表 1-1 次期省内LANに統合予定のシステム

項番	システム名
1	労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム
2	労働局共働支援システム
3	ハローワークシステム
4	海外感染症情報システム

項番	システム名
5	国立病院等総合情報ネットワークシステム（HANSENnet）※
6	国立武蔵野学院院内ネットワークシステム
7	国立きぬ川学院院内ネットワークシステム
8	国立障害者リハビリテーションセンター構内LANシステム
9	函館視力障害センター構内LANシステム
10	神戸視力障害センター構内LANシステム
11	福岡視力障害センター構内LANシステム
12	別府重度障害者センター構内LANシステム
13	秩父学園構内LANシステム

※平成 29 年度に現行省内 LAN に統合予定

### (3) 行政事務の高度化・効率化（BPR）の推進

「国の行政の業務改革に関する取組方針」において、「近年の ICT（情報通信技術）の急速な進展の中、行政における効率的な業務遂行や国民への質の高い行政サービスの提供を進める上で、ICT を十分にいかしていくことが重要である」とされていることを踏まえ、業務負荷が高く更なるシステム化が期待できる「国会関係事務」、「幹部スケジュール管理」、「情報システム関連予算・調達関連事務」（以下「業務改革支援サービス」という。）を対象として、スケジュール状況やナレッジを共有できる仕組みを整備し活用することにより、関係者間の確実な情報共有や作業負荷軽減の実現を目指す。「業務改革サービス」については、プロトタイプ型の開発手法を前提としており、システム利用者へのヒアリング等により要件の具体化を行う必要がある。システム利用者との合意形成方法については、一般の利用者向けに説明することを踏まえ、十分配慮の上で対応すること。

### (4) 働き方改革の推進

「国家公務員テレワーク・ロードマップ」において、「自府省等における外部アクセス機能やコミュニケーションツールの整備を実施し、2020 年に向け、より柔軟で“チーム型”も含む全府省等のテレワークの導入・拡大に向けて、計画的に取り組むものとする」とされていることを踏まえ、現行システムと同様に統合ネットワークが提供するインターネットVPNサービスを利用し、本省（5号館）内では仮想デスクトップサービスや執務室以外にも持ち運び可能とするセキュアな職員PCを活用することで、自宅でも本省同等の作業ができるテレワーク環境を構築することで、職員の働き方に併せた業務の実現を目指す。

## 2 情報提供システムの更改の概要

### (1) ユーザビリティ・アクセシビリティレベルの維持向上

次期情報提供システムは国民等への情報提供の方法を拡充するため、オープンデータの推進、デジタル・デバイドの解消、マルチデバイスへの対応、ソーシャルメディア、アクセス解析ツール等の更なる活用を目指す。

また、運用・保守工程においても、アクセシビリティやユーザビリティの維持・向上を目指すため、継続的な改善が可能な仕組みを作ること、国民等への更なる利便性の向上を図る。

### (2) 各情報提供システムの統合

省内には当省ホームページの他、都道府県労働局や地方厚生局等の地方支分部局のホームページ、検疫所等の施設等機関のホームページ等、独自の情報提供システムを設けており、その一部は、「政府情報システム改革ロードマップ」に即して検討した結果、厚生労働省ホームページ等情報提供システムに統合されることとなっている。各情報提供システムの統合に当たっては、関係することとなるステークホルダーとの調整・協議を十分に行い、真に必要な情報基盤を適切に整備することとする。

**表 1-2 次期情報提供システムの統合方式**

統合方式	定義
統合方式1	現行情報提供システムを厚生労働省ホームページ等情報提供システムの情報基盤に統合し、厚生労働省ホームページと同一のドメインを利用する。
統合方式2	現行情報提供システムを厚生労働省ホームページ等情報提供システムの情報基盤にサテライトサイトとして統合し、厚生労働省ホームページとは別のドメインを利用する。

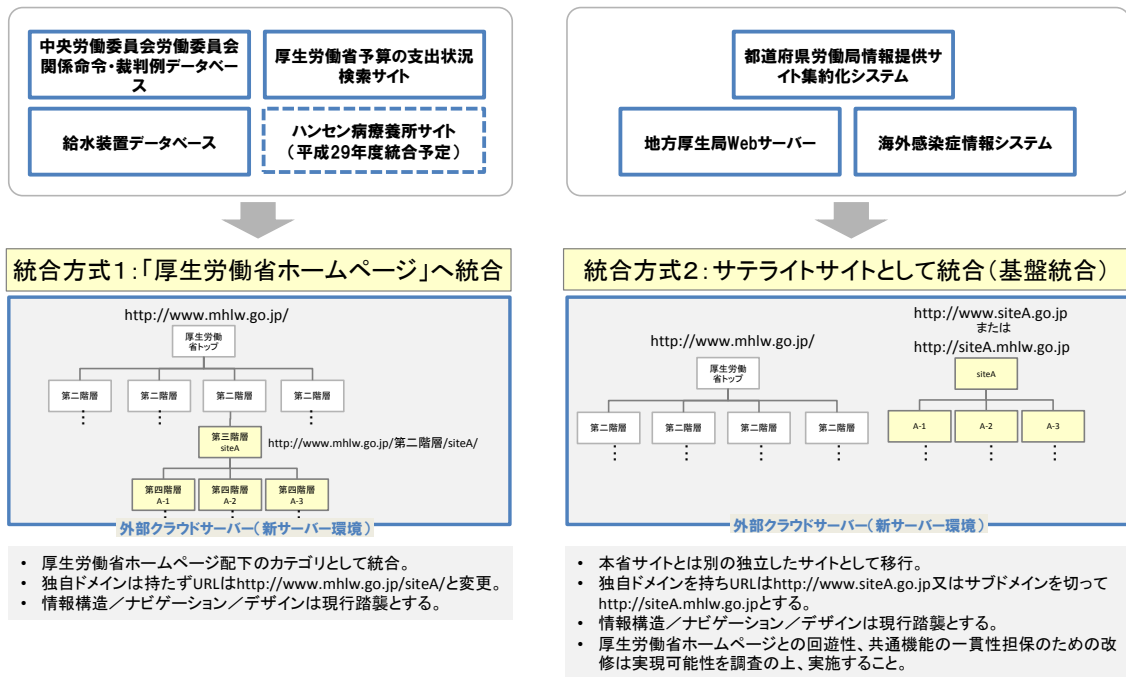


図 1-1 次期情報提供システムの統合方針

表 1-3 厚生労働省ホームページ等情報提供システムの  
情報基盤に統合する情報提供システム

項番	統合方式	システム名
1	統合方式 1	中央労働委員会労働委員会関係命令・裁判例データベース
2		給水装置データベース
3		厚生労働省予算の支出状況検索サイト
4		ハンセン病療養所サイト※
5	統合方式 2	都道府県労働局情報提供サイト集約化システム
6		地方厚生局Webサーバー
7		海外感染症情報システム

※ハンセン病療養所サイトは平成 29 年度に厚生労働省ホームページ等情報提供システムに統合する予定。

### 3 端末・周辺機器等の更改の概要

#### (1) シンクライアントPCの導入

省内LANシステムの更改に併せて、本省で利用する執務室PCについては、シンクライアント端末を導入し、省内LANにおいて仮想デスクトップ環境を構築することにより、PCにデータを一切残さない環境を実現する。また、当該PCを執務室以外にも持ち運び可能とすることにより、執務場所に縛られないワークスタイルに併せた業務の実現を目指す。

## (2) 端末・周辺機器等の提供範囲の拡大

従来、本省及び地方厚生局のみに提供していた端末・周辺機器等を施設等機関にも提供することとする。(ただし、地方厚生局及び施設等機関に提供する端末はファットクライアントPCを予定している。)

## 4 LAN設備機器の更改の概要

次期LAN設備機器の調達では、従前は省内LANシステムの調達範囲であった無線LAN環境の整備等をLAN設備機器の調達範囲に含めるとともに、5号館内の一部フリーアドレス化等、無線LAN環境の拡充を予定している。更に、ペーパーレス化の取り組みとして会議室等への大型ディスプレイの導入を本調達で行う予定である。

## 5 統計処理システムに係る対応

次期統計処理システムは平成31年度から稼働する予定となっているため、平成30年7月から次期統計処理システム更改前までは、執務室用PC（シンクライアント）から現行の統計処理システムを利用することとなる。そのため、平成30年7月から導入する執務用PCからでも現行の統計処理システムが利用できるよう、当省の統計処理システムの延長方針を踏まえた上で、現行の厚生労働省ネットワークシステム事業者、次期省内LAN事業者、次期端末・周辺機器事業者等と十分に調整を行うことともに、技術的支援等を行うこと。

## 6 関連する連携・個別システムとの調整

「別紙2 連携・個別システム一覧」に示すとおり現行省内LANと関連する連携・個別システムが多く存在する。そのため、次期省内LANの停止を伴う作業が避けられない場合でも、関連するシステムの稼働への影響を最小限とすることに留意すること。

関連する連携・個別システムについては以下のいずれかに分類される。技術的支援を行う場合は、次期省内LANの調達対象となるハードウェア、ソフトウェア（主にOS及びブラウザ）の変更点に応じて連携・個別システムにおいて想定される影響内容を整理し、当省に提出すること。

- ▶ 次期省内LANの端末又は仮想デスクトップへのソフトウェアインストールが必要なクライアントサーバ型
- ▶ 次期省内LANの端末又は仮想デスクトップのブラウザから利用するWEBアプリケーション型
- ▶ 次期省内LANとシステム連携（ファイル転送等）を行うシステム

## 7 その他

上記事項は、厚生労働省ネットワークシステム等の更改に係る基本的な留意事項をまとめたものである。詳細な情報については、当省のホームページに掲載される（予定を含む。）以下の仕様書等を参照し、本調達業務を十分に理解した上で提案を行うこと。

- ▶ 厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務一式（平成 29 年 3 月）
- ▶ 厚生労働省情報提供システムの更改整備及び運用・保守業務一式（平成 29 年 3 月）
- ▶ 厚生労働省LANシステムの更改に係る端末・周辺機器等の賃貸借及び保守業務一式（平成 29 年 7 月（予定））
- ▶ 厚生労働省LAN設備機器に係る更改・運用保守業務一式（平成 29 年 8 月（予定））

### 第2節 プロジェクト計画書等の作成支援

本調達業務は、平成 30 年 7 月に予定している省内LANシステム、情報提供システム、端末・周辺機器等の複数の調達単位の更改に係る工程管理支援等である。そのため、各調達単位でそれぞれ別々の事業者が参入してくる可能性があるため、各事業者から提出される「プロジェクト計画書（設計・開発段階）」等のドキュメントの様式・粒度等にはばらつきがあることが予想される。そのため、受注者は「プロジェクト計画書」等の作成段階から、本プロジェクトの目的・目標・方向性等を各事業者十分に理解させた上で、当該ドキュメントに反映させるとともに、当省が作成する「プロジェクト計画書」、「プロジェクト管理要領」の作成支援を行うこと。

### 第3節 コンサルティング業務

今回のプロジェクトにおいて、「第4章 第1節 基本的な留意事項」に記載の取組みを実施することを予定している。そのため、受注者は、当該取組みに関する豊富な知見を有することはもとより、各調達単位の受注者が提案書において提案してきたソリューション等の幅広い情報通信技術に関する知見を有することが必要であることに留意すること。受注者は当該知見や経験をもとに、各調達事業者が提案してきたソリューション等のメリット／デメリット、課題点、問題点やその解決策等に関する助言、示唆、提案等、当省が意思決定を行うために必要な資料等を提示した上で説明すること。また、当該説明については、情報通信技術に関する知識がない者にでも理解可能なものを作成することに努めること。

当省に報告する全ての内容について、信憑性及び実現性が確認できることに努めること。信憑性及び実現性を検証する際、進捗に係る影響度の精査、作業評価（漏れ、矛盾、優先順位等）、課題・リスクと解決方策の可視化に努めること。

調達仕様書「第2章第1節 表2-1 調達案件ごとの調達の方式及び実施時期（以下「表2-1」という。）」に記載する全調達における全ての事業者（ただし、「厚生労働省LAN設備機器に係る更改・運用保守業務一式」の事業者を除く。以下同じ。）の納品物について、その品質評価を行うこと。また、関係する政府方針等、円滑且つ効率的な進捗管理に必要な情報を事前に収集・分析し、本調達の作業に役立てることに努めること。

プロセス、途中の成果物等に問題が発生した場合、品質の高い成果物は品質の高いプロセスから生まれることを念頭に、「表2-1」の全調達における全ての事業者へ具体的提案を確実に行うこと。その具体的な提案は「表2-1」の全調達が成功裏に導くことを最大の目的（憲章）とし、積極的且つ具体的な提案であること。

「表2-1」の全調達のそれぞれのマイルストーンごとに共有される概要設計書、設計書、詳細設計等の成果物及び中間成果物については、最終的な総合運用テストの実施に当たって受注者が中心的な役割として参画することを考慮し、下流で起こる得るリスクの検証を実施した上で主体的なリスクヘッジに係る確認が必要な部分を明確にする等の工夫をし、当省へ報告すること。その際、「別紙1 統合対象システム一覧」に記載したシステム事業者による工程定義、工程に係るアクティブチャート、開発手法等の事業者ごとの違いを考慮すること。

なお、本プロジェクトで実施する取組みの詳細については、当省のホームページに掲載されている調達仕様書を参照すること。

#### 第4節 工程管理支援業務

本プロジェクトでは、従来は厚生労働省ネットワークシステムとして一括調達していた調達について、省内LAN、統計処理システム、情報提供システムの三つの調達単位に分離することと併せ、端末・周辺機器等及び厚生労働省本省の基幹LANの調達を同時期に実施するものであるため、複数の受注事業者による成果物の品質評価や作業進捗の管理・調整を当省が的確に行う必要があり、一括調達以上に当省のプロジェクト管理能力が求められることになる。また、受注事業者も複数に分かれて業務を請け負うため、責任の所在が曖昧となり得るおそれがあるため、全ての事業者がそれぞれ履行責任を全うすることがプロジェクト全体を成功裏に進めるために必要不可欠である。

そのため、通常の情報システムの調達に比べて格段に高度なプロジェクト管理能力が当省側に求められるため、受注者は、これらを踏まえて本プロジェクトの工程管理支援を行うこと。



「表 2-1」の全調達に関係するステークホルダー（国民、利用者、各統合対象グループウェア・HPの管理責任者、PJMO等）に対して、具体的にどのタイミングで何を担い判断するのかの可視化を徹底させること。

「表 2-1」の全調達における全ての事業者の作業において、各工程（基本設計、詳細設計、開発、テスト、教育（研修、広報周知）、運用・保守、SLA評価・サイジング情報、次期企画課題整理等）の各繋がりについて、国民等への説明責任を果たせるよう、全体を意識した進捗管理を行うこと。

当省から、「表 2-1」の全調達に関係するステークホルダーとの連絡・調整会議及びその下部会合への出席並びにその連絡・調整会議における説明又は資料の作成等を要請された場合は、これに適切に対応すること。また、当省が連絡・調整会議等を進める上で、当該会議等の進捗関係、事前の計画的なアジェンダの確定、論点等、「表 2-1」の全調達における全ての事業者が準備する資料の精査を行うこと。

スケジュール上でのマイルストーン及び各成果物の納品期日等から逆算したスケジュール管理とコンティンジェンシープランを常にセットで考え、各マイルストーン上での成果物の品質に係る終了基準（Exit criteria）について予め可視化に努めること。

LANシステムにおける基本設計工程では、画面遷移やレイアウトの確認が可能なプロトタイプ、アジャイル開発手法等を用いて遂行することを想定しており、統合元のハローワークシステム、労働基準行政システム/労災行政情報管理システム等の統合元のシステムにおける開発手法等に照らし、手戻りを発生させないように十分に配慮すること。

「表 2-1」の全調達における全ての事業者の品質管理グループと密に連携を行い、当該事業者から提出される成果物等の品質の向上に努めること。

グループウェア・HPの統合に係る作業を進めるに当たり、それぞれの画面分析及び本番データの受領については、可能な限り早期に実施するよう各ステークホルダーと調整すること。また、移行計画（設計）、テスト計画（設計）、検収計画（設計）も早期に各ステークホルダーに提供できるよう省内LAN事業者、HP事業者等と調整を行うこと。

## 第 5 節 調達仕様書作成支援業務

調達仕様書「第 3 章第 1 節 5 調達仕様書作成支援業務」を参照すること。

## 第 6 節 引継

調達仕様書「第 3 章第 1 節 6 引継」を参照すること。

## 第7節 ODB登録用シートの提出に係る作業の内容

調達仕様書「第3章第1節 7 ODB登録用シートの提出に係る作業の内容」を参照すること。

## 第5章 情報セキュリティに関する事項

### 第1節 基本事項

「厚生労働省情報セキュリティポリシー」に準拠した情報セキュリティ対策を講ずること。なお、「厚生労働省情報セキュリティポリシー」は非公表であるが、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に準拠しているため、必要に応じ参照すること。「厚生労働省情報セキュリティポリシー」の開示については、契約締結後、受注者が当省に守秘義務の誓約書を提出した際に開示する。

### 第2節 情報セキュリティ対策要件

#### 1 情報セキュリティが侵害された場合の対処

本調達に係る業務の遂行において情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、速やかに当省に報告すること。これに該当する場合には、以下の事象を含む。

- ▶ 受注者に提供し、又は受注者によるアクセスを認める当省の情報の外部への漏洩及び目的外利用
- ▶ 受注者による当省のその他の情報へのアクセス

#### 2 情報セキュリティ対策の履行状況の報告

本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況について、当省から以下の報告を求めた場合には速やかに提出すること。

- ▶ 本調達仕様において求める情報セキュリティ対策の実績

#### 3 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処

本調達に係る業務の遂行において、受注者における情報セキュリティ対策の履行が不十分であると認められる場合には、受注者は、当省の求めに応じ、当省と協議を行い、合意した対応を実施すること。